

日本寄生虫学会国際交流委員会

ICOPA 2026 Travel Award 実施要綱

第 1 条（趣旨）

日本寄生虫学会では、若手会員が国際学会で最新の研究成果を発表し、国際交流を通じて寄生虫学および関連分野の発展に寄与することを目的として、ICOPA 2026（第 16 回国際寄生虫学会）への参加を支援する Travel Award 2026 を設ける。

第 2 条（実施主体）

本 Travel Award の実施運営および選考は、日本寄生虫学会国際交流委員会が担当する。

第 3 条（対象大会）

名称 16th International Congress of Parasitology（ICOPA 2026 / ICOPA XVI）

会期 2026 年 8 月 16 日～21 日

会場 Palais des congrès de Montréal（モントリオール、カナダ）

第 4 条（応募資格）

以下のすべてを満たす者とする。

- ・日本寄生虫学会会員であること（2025 年 12 月 31 日までに入会していること）。
 - ・博士課程大学院生または博士取得後 10 年以内（応募締切日を基準）の若手研究者であること。
- ※ 出産・育児・介護・疾病等による研究中断期間は申告により考慮する。
- ・ICOPA 2026 に演題を登録済であること。

※ 参考：演題登録締切は 2026 年 2 月 2 日。

第 5 条（支援内容）

受賞者には、20 万円を上限とする Travel Award を支給する。

総支給額は 200 万円を目安とする。

各受賞者への配分額は、審査結果に基づき決定する。

第6条（支給方法）

本アワードの支給は、受給者本人名義の銀行口座への振込により行う。

第7条（公募期間）

公募開始 2026年2月10日

応募締切 2026年4月10日（必着）

第8条（応募方法および提出書類）

公募開始時に、日本寄生虫学会ウェブサイトおよび学会 ML にて詳細を案内する。

提出方法は、電子メールにより指定アドレス(jsp.office.2015@gmail.com)へ送付するものとする。

第9条（選考方法）

国際交流委員会が選任する審査委員会において審査を行い、評点に基づいて採択者を決定する。

第10条（審査基準）

BPA 受賞歴、奨励賞受賞歴、筆頭著者論文実績など、審査委員会が定める基準により総合的に評価する。

第11条（採否通知）

2026年4月末までに応募者へ採否を通知し、採択者を日本寄生虫学会ウェブサイト上に公表する。

第12条（使用目的）

本アワードは、指定された国際学会への渡航費、宿泊費、参加登録費等の補助として使用するものとする。

第13条（他機関との支給調整）

所属機関から当該出張に対して旅費の支給を受ける場合は、本アワード支給額を差し引いた金額で旅費申請を行い、重複支給を避けること。

所属機関から旅費の支給を受けない場合（私費出張）には、本アワードを渡航・宿泊等の実費補助として使用すること。

第 14 条（報告義務および証明書類）

受給者は、学会終了後 1 か月以内に、所定様式による報告書と学会参加証を提出しなければならない。

本アワードは助成金の性格を有し、支出の精算を目的とするものではないため、領収書の提出を求めない。

受給者は、本アワードの使用状況について誠実に申告し、虚偽申請または重複受給が判明した場合には、支給額の全額を返還するものとする。

第 15 条（その他）

支給決定後に参加を取りやめた場合は、速やかに学会事務局へ連絡し、支給額の全額を返還すること。

本要綱に定めのない事項は、理事会の判断により別途定める。